

教育職員免許状取得への履修案内

教科又は教職に関する科目について

- 「教科又は教職に関する科目」または最低修得単位を超えて履修した「教科に関する科目」もしくは「教職に関する科目」について、併せて幼1種＝10単位、小1種＝10単位、小2種＝2単位、中1種＝8単位、高1種＝16単位以上修得してください。

例えば

幼1種免の場合	最低修得単位	修得単位	
教職に関する科目	= 35 単位	40 単位	= 5 単位余剰
教科に関する科目	= 6 単位	11 単位	= 5 単位余剰
教科又は教職に関する科目	= 10 単位	0 単位	←

(余剰分の10単位を充てることができます)

※指導法は、取得しようとする免許状の教科以外、余剰単位として充てることはできません。

幼稚園1種免許状の場合の例

	教職に関する科目 (35 単位以上)	教科に関する科目 (6 単位以上)	教科又は教職に関する科目 (10 単位以上)
A	修得単位数 35 単位	修得単位数 6 単位	修得単位数 10 単位
B	修得単位数 39 単位 余剰単位数 (4 単位)	修得単位数 8 単位 余剰単位数 (2 単位)	修得単位数 4 単位 余剰単位数 (6 単位)
C	修得単位数 40 単位 余剰単位数 (5 単位)	修得単位数 11 単位 余剰単位数 (5 単位)	余剰単位数 (10 単位)

「教科又は教職に関する科目」の単位の修得方法は、A・B・Cいずれの方法でも可。